株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 10 日

株主および登録株式質権者各位

東京都千代田区神田錦町三丁目 19番地1 不二ラテックス株式会社 代表取締役 岡本良彦

当社は、平成20年7月18日開催の当社取締役会決議により、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下、「決済合理化法」といいます。)施行後の株式等振替制度(株券電子化制度)に関して、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」といいます。)が当社の普通株式を振替株式として取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日における、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項(同法附則第8条第5項各号に定める事項)を機構に対し、通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第8条第4項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

住 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

名 称 日本証券代行株式会社

以上

※ 「特別口座」とは、決済合理化法の施行日において機構に株券を預託されていない株主および登録株式質権者の権利を確保するために、当社が株主名簿上の名義で開設する口座のことをいいます。

なお、事務手続き上、特別口座の開設は平成21年1月26日以降(決済合理化法の施行日が 平成21年1月5日の場合)になりますのでご了承ください。